

施設整備事業を推進するための基本的な指針を制定する告示案等に係る意見募集に対する意見と総務省の考え方
(平成25年4月6日～同年4月12日意見募集)

【意見提出：1者】

No.	提出された意見等	総務省の考え方
1	<p>東京圏外に基本データセンターを持っている者が、東京圏にバックアップを設置する場合は、どうなるのでしょうか？</p> <p>私の意見では、国土の均衡ある発展のため、このような場合も、東京圏に基本データセンターがある場合に比べ不利益にならないように取り扱うべきだと思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人】</p>	<p>本改正は、東京圏のデータセンターから東京圏外のデータセンターにバックアップを行う電気通信設備を、電気通信基盤充実臨時措置法第2条第3項第1号に規定する信頼性向上施設の対象設備に追加するものであり、東京圏外のデータセンターから東京圏のデータセンターにバックアップを行う設備は、対象設備に追加しておりません。</p> <p>本改正の趣旨は、データセンターが東京圏に集中している現状を踏まえ、首都直下型地震等に備えて東京圏に集中する重要なデータの保全を図るためのものであり、原案のとおりとすることが適当と考えます。</p>